

「かっこいい建設業ショート動画制作業務委託」 プロポーザル公募要領

第1 事業の趣旨・目的

近年、建設業においては ICT 施工、ドローン、3 次元データの活用など、急速な技術革新により高度化が進展している。一方で、「きつい・汚い・危険」といった従来のイメージが依然として根強く、特に若年層に対して、建設現場が最先端技術を活用する魅力ある職場であることが十分に伝わっていないことが課題となっている。

このため、本業務では、建設業の先進性や魅力を効果的に発信するショート動画を制作し、中学生・高校生及びその保護者等を主な対象として、建設業に対するイメージ向上を図ることを目的とする。

第2 募集の内容

1 委託業務名

かっこいい建設業ショート動画制作業務委託

2 委託業務内容

別紙「かっこいい建設業ショート動画制作業務委託 仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約の日から令和 9 年 2 月 12 日まで

4 委託費の上限

1,471,959 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）とします。

また、単独の法人等にあつては、下記（1）から（10）までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、すべての構成員が（1）から（10）までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

（1）日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（3）プロポーザル評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

（4）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）による改正前の刑法の規定による禁固以上の刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間中に受けていないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (10) 県税の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く）がないこと。

2 企画提案書の作成

仕様書を踏まえ、下記の項目について様式 6 に沿って作成してください。

(1) 事業の実施体制等

本事業の目的を達成するための事業実施体制について記載してください。

- ① 事業実施体制・運営体制
- ② 人員体制（スタッフの知識、経験、スキル）
- ③ 事業費の積算

(2) 事業実施計画

別添仕様書「第 4 委託業務の内容」を参照し、以下の業務に関する実施計画を提出すること。

(3) 委託業務を実施するにあたっての貴法人等（共同体）の特色及び優位性

・事業を実施する上で、他の法人等と比較した優位性があればご記入ください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

① 公募要領等の公表・配布	令和 8 年 6 月 1 日(月)～令和 8 年 7 月 1 日(水)
② 公募要領等に関する質問受付	令和 8 年 6 月 1 日(月)～令和 8 年 7 月 1 日(水)
③ プロポーザル参加申込受付	令和 8 年 6 月 1 日(月)～令和 8 年 7 月 1 日(水)
④ 企画提案書の受付	令和 8 年 6 月 1 日(月)～令和 8 年 7 月 1 0 日(金)
⑤ プロポーザル評価会議	令和 8 年 7 月下旬（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和 8 年 7 月末（予定）

※配布及び受付日は、土日及び祝日を除く。

(2) 公募要領等の配布期間及び場所

① 公募要領等の配布期間

令和8年6月1日(月)～令和8年7月1日(水)
午前9時から午後5時まで(土日及び祝日を除く)

② 公募要領等の配布場所

岐阜県県土整備部技術検査課 建設人材育成係
(岐阜市藪田南 2-1-1) (県庁 12 階)

入庁方法は、県公式ホームページ「県庁舎のご案内」の「入庁フロー」をご確認ください。12 階に着きましたら内線電話により内線 4566 を押し、かっこいい建設業ショート動画制作業務委託プロポーザル公募要領を取りに来た旨をお伝えください。担当者が参ります。

※公募要領等は、

岐阜県庁ホームページ「トップページ／入札・公売／公募型プロポーザル」
(https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1) から入手できます。なお、郵便等での配布は行いません。

(3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和8年6月1日(月)～令和8年7月1日(水)午後5時

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式1)を技術検査課建設人材育成係あてにFAX、電子メール(ファイル形式はMicrosoft Word としてください。)又は郵送にて提出してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、上記ホームページ上にて公表します。(最終は令和8年7月8日(水)までに公表します。)

(4) プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和8年6月1日(月)～令和8年7月1日(水)
午前9時から午後5時まで(土日及び祝日を除く)

② 提出書類

参加申込書(様式2)

③ 提出方法

- ・技術検査課建設人材育成係まで持参又は郵送にて提出してください。
- ・持参による受付は、午前9時から午後5時まで(土日及び祝日を除く)となります。
- ・持参の場合の入庁方法は、県公式ホームページ「県庁舎のご案内」の「入庁フロー」をご確認ください。12 階に着きましたら内線電話により内線 4566 を押し、かっこいい建設業ショート動画制作業務委託プロポーザルに係る参加申込書等を提出に来た旨をお伝えください。担当者が参ります。
- ・郵便の場合も、令和8年7月1日(水)の午後5時必着となります。

※電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

※郵送の場合、必ず「特定記録」とするとともに、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(5) 企画提案書等の提出方法

- ① 提案書受付期間
令和8年6月1日（月）～令和8年7月10日（金）午後5時（必着）
- ② 提出書類
 - ア 企画提案書（様式6）
 - イ SDGsへの取組（様式7）
 - ウ 見積書（様式8）
 - エ 法人等概要書（様式9）
 - オ 誓約書（様式10）
- ③ 提出部数
9部（原本1部、副本8部）
- ④ 提出方法
 - ・技術検査課建設人材育成係まで持参又は郵送にて提出してください。
 - ・持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）とし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時までに技術検査課に到着したものを有効とします。
 - ・持参の場合の入庁方法は、県公式ホームページ「県庁舎のご案内」の「入庁フロー」をご確認ください。12階に着きましたら内線電話により内線4566を押し、かっこいい建設業ショート動画制作業務委託に係る企画提案書等の提出にきた旨をお伝えください。担当者が参ります。
 - ・郵送の場合、必ず「特定記録」とするとともに、後記の提出先に確認の電話をしてください。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となる場合があります。

 - ア 提出期限後に書類を提出した場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 公募要領に違反すると認められる場合
 - エ 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - オ 他の提案者と応募提案の内容又は応募の意思について相談を行った場合
 - カ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - キ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ク 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
 - ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後に提出した書類の変更、差し替え又は再提出を行うことは認められません。
- ⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 提案者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日午後 3 時までに、辞退届（様式任意）を技術検査課建設人材育成係に持参又は郵送により提出してください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

② 事業における人件費等の経費について、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員による「かっこいい建設業ショート動画制作業務委託」プロポーザル評価会議が行います。

2 評価会議

（1）開催日時

令和 8 年 7 月下旬（予定）

（2）開催場所

岐阜県庁周辺（予定）

（3）プロポーザルの所要時間

- ・プレゼンテーション 20 分間以内
- ・その後、構成員からの質疑

（4）注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。
- ・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象としません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

4 最優秀提案者の選定

（1）選定方法

県が別に定める「かっこいい建設業ショート動画制作業務委託」プロポーザル提案評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。

イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。なお、順位点の合計が同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。

オ アの評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

（2）提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案者に文書で通知するとともにホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点及び順位点＊（得点順）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議の構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

＊提案者が2者の場合には、③は公表しないこととします。

第5 契約についての留意事項

- 1 選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

- 2 この公募要領に記載の事項について疑義のある場合は、その都度協議の上、決定することとします。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に各要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を

解除します。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁12階）

岐阜県県土整備部 技術検査課 建設人材育成係

T E L : 058-272-1111（内線 4566）

F A X : 058-278-2734

電子メールアドレス：c11656@pref.gifu.lg.jp

別表

かっこいい建設業ショート動画制作業務委託 プロポーザル評価基準

各構成員は、以下の各評価項目について、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。

1 事業実施体制等

評価項目	評価基準点					
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	非常に劣る
① 事業実施体制・運営体制 ・過去の実績等からみて受託能力があると認められるか。 ・提案者がもつ知識や経験、ノウハウ等の反映が見込まれるか。 ・業務実施のスケジュールは現実的かつ効果的であるか。	10点	8点	6点	4点	2点	
② 人員体制(スタッフの知識、経験、スキル) ・事業を適正かつ確実に実施できる人員体制が組まれているか。 ・事業遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材の配置が考えられているか。	10点	8点	6点	4点	2点	
③ 事業費の積算 ・事業費の積算は妥当か。	5点	4点	3点	2点	1点	
小 計	25点 満点					

2 事業実施計画

評価項目	評価基準点					
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	非常に劣る
① 企画の方向性・ターゲット理解 ・業務の目的(建設業のイメージ向上)を理解し、それに合った内容になっているか。 ・想定しているターゲットにあった内容になっているか。 ・ICTや若手技術者、働き方改革など、現代的な魅力を適切に捉えているか。 ・「岐阜県の建設業ならではの」特徴や魅力が具体的に伝わる内容になっているか。	20点	16点	12点	8点	4点	
② コンテンツの魅力・表現 ・動画のコンセプトと、演出や表現(映像・音・ストーリーなど)が合っているか。 ・思わず見たくなるような、興味や好奇心を引く内容や構成になっているか。	25点	20点	15点	10点	5点	
③ 運用性・実現性(継続性・配慮) ・動画の企画内容や本数が、継続して見てもらえるような工夫になっているか。 ・安全性・個人情報・マナーなどへの基本的な配慮がされているか。	10点	8点	6点	4点	2点	
④ 周知・活用方法の提案 ・動画をどのような媒体(SNSやイベントなど)で発信すると効果的かが、具体的に示されているか。 ・多くの人に見てもらうための工夫(拡散の仕組みや投稿方法など)が分かりやすく示されているか。 ・発信後も関心を継続させるための活用方法(シリーズ化や他施策との連携など)が考えられているか。	15点	12点	9点	6点	3点	
小 計	70点 満点					

3 SDGsへの取り組みに関する評価

評価項目	評価基準点					
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	非常に劣る
①「環境面の取り組み」(1点)「社会面の取り組み」(1点)「経済面の取り組み」(1点)といったSDGsの三側面への取り組みがなされているか。	5点	4点	3点	2点	1点	
②ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」に登録されているか。(1点) ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「ゴールドパートナー」に登録されているか。(2点) 【最大2点】						
小 計	5点 満点					